

流山市地域防災計画（風水害編）素案の体系

第1章	総則	第1節	計画の目的・構成	計画の目的・構成
		第2節	計画の基本方針	計画の方針、計画の修正、他の計画との関係、計画の周知
		第3節	市防災会議	市防災会議の職務、市防災会議の組織
		第4節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者、市民及び事業所等
		第5節	流山市（千葉県）の自然と災害	地勢、地質、気象、社会環境、過去の災害
第2章	災害予防計画	第1節	訓練及び防災知識の普及計画	防災広報の充実、職員の防災意識の高揚、自主防災組織の整備、事業所等の防災組織の整備、ボランティアの活動環境の整備、役割分担、防災訓練の充実
		第2節	水害予防計画	治水対策の推進、浸水予想区域の調査把握、下水道整備の推進、農作物の水害防止対策、道路災害による事故防止、建造物等の水害予防措置
		第3節	土砂災害予防計画	危険箇所の調査把握、警戒避難体制の整備、防災知識の普及・啓発、造成地の予防対策、土地利用の適正化
		第4節	風害予防計画	建造物等の風害予防措置、農作物等の風害防止対策、街路樹等の風害防止対策
		第5節	火災予防計画	火災予防査察、住宅防火対策、消防組織及び施設の整備充実、火災予防についての啓発、特殊建築物の火災予防、危険物製造所等の火災予防、危険物等施設の安全対策
		第6節	雷害予防計画	道路雷害防止対策、農作物等の雷害防止対策
		第7節	防災施設・体制等の整備計画	情報収集・伝達体制の整備、災害通信施設の整備、県の災害通信施設の整備、警察における災害通信施設、東日本電信電話株式会社東葛営業支店における災害通信施設等の整備、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備、KDDI(株)における災害通信施設等の整備、非常通信体制の整備、アマチュア無線の活用、その他通信網の整備
		第1款	通信基盤の整備	防災拠点等の整備、防災用備蓄の推進、水防用資機材の点検・整備、河川への消火用水確保施設の整備、避難施設の整備
		第2款	防災施設の整備	市町村間の相互応援、国・県の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん、公共的団体との協力体制の確立、他市町村の災害時における応援活動のための体制整備
		第3款	応援協力体制の整備	救急・救助体制の整備、初期医療体制の整備、後方医療体制の整備
		第8節	災害医療体制の整備	災害時要援護者に配慮した社会環境の整備、在宅災害時要援護者に対する対応、災害時要援護者関連施設等における防災対策、外国人に対する対策
		第9節	公共土木施設・建築物等の災害予防計画	道路及び交通施設の安全化、ライフライン施設の強化、落下物対策の推進
第10節	ごみ及びし尿処理体制の整備計画	ごみ処理体制の整備、し尿処理体制の整備		
第11節	緊急輸送体制の整備計画	陸上輸送の環境整備、航空輸送の環境整備		
第3章	災害応急対策計画	第1節	災害応急活動体制	活動体制、指定行政機関等の活動体制、市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携、災害救助法の適用手続等
		第2節	情報の収集・伝達計画	気象注意報・警報等の伝達、通信計画、被害情報等収集報告取扱、災害広報計画
		第3節	消防・救助救急・水防・危険物対策の計画	消防活動、救急・救助、水防活動、危険物等の応急対策
		第4節	警備・交通計画	災害警備計画、交通対策計画
		第5節	避難計画	避難方法、実施機関、避難準備情報及び避難勧告・指示等、警戒区域の設定、避難誘導の方法、避難所・避難場所の安全確保、避難所の開設、避難所の運営
		第6節	医療救護・防疫等活動計画	医療救護活動、防疫活動、保健活動、行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画、動物対策
		第7節	救援計画	緊急給水、食糧の配布、生活必需品等の配布、緊急輸送、労働力の確保、災害救助法に基づく従事者の雇用
		第8節	広域応援・自衛隊派遣要請計画	市町村相互の応援、県及び国に対する応援要請、消防機関相互の応援、水道事業者等の相互応援、資料の提供及び交換、応援受入体制の確保と経費の負担、民間団体等との協定等
		第1款	広域応援要請計画	災害派遣要請、災害派遣要請の範囲、災害派遣要請の手続き、自主出動、自衛隊との連絡、災害派遣部隊の受入体制、災害派遣部隊の撤収要請、経費負担区分
		第2款	自衛隊派遣要請計画	ライフライン施設等の応急対策、道路・橋梁、交通施設、その他公共施設
		第9節	生活関連施設等の応急復旧計画	児童・生徒の安全確保、応急教育の実施、教材・学用品の調達及び配給方法、給食措置、文化財の保護
		第10節	応急教育計画	障害物の除去、廃棄物処理、し尿処理
		第11節	障害物の除去・清掃計画	応急仮設住宅の建設、公的住宅等の提供、建物の応急対策、建設資材の確保
		第12節	公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	公的団体活用計画、ボランティアの活動分野、ボランティアとして協力を求める個人・団体、ボランティア参加の呼びかけ、災害時におけるボランティアの登録・派遣、ボランティアの受入窓口、連携体制及び受入体制の確保
		第13節	ボランティア協力計画	災害時要援護者関連施設入所者等の安全確保対策、在宅災害時要援護者の安全対策、外国人の安全確保
第14節	災害時要援護者等の安全確保対策	被災者の生活確保、住宅の建設等、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、中小企業への融資、農林漁業者への融資、義援金品の配布、被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金の支給		
第15節	雷害対策	被災者の生活確保、住宅の建設等、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、中小企業への融資、農林漁業者への融資、義援金品の配布、被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金の支給		
第4章	災害復旧計画	第1節	民生安定のための緊急措置計画	被災者の生活確保、住宅の建設等、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、中小企業への融資、農林漁業者への融資、義援金品の配布、被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金の支給
		第2節	生活関連施設等の復旧計画	災害復旧・復興の基本方向の決定、災害復旧計画の作成、災害復旧事業に伴う財政援助、災害復旧事業の実施
		第3節	激甚災害の指定に関する計画	激甚災害に関する調査、特別財政援助額の交付手続き等

流山市地域防災計画（大規模事故編）素案の体系

第1章	総論	第1節	計画の目的・構成	計画の目的、計画の構成
		第2節	活動体制	活動体制
第2章	大規模事故対策計画	第1節	大規模火災対策計画	基本方針、予防計画、応急対策計画
		第2節	林野火災対策計画	基本方針、予防・計画、応急対策計画
		第3節	危険物等災害対策計画	危険物(消防法)、高圧ガス、火薬類、毒物劇物
		第4節	航空機災害対策計画	基本方針、予防計画、応急対策計画
		第5節	鉄道災害対策計画	予防計画、応急・復旧計画
		第6節	道路災害対策計画	基本方針、道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画、危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画
		第7節	放射性物質事故対策計画	基本方針、放射性物質事故の想定、放射性物質事故予防対策、放射性物質事故応急対策

流山市地域防災計画（震災編）素案の体系

第1章	総則	第1節	計画の目的・構成	計画の目的・構成
		第2節	計画の基本方針	計画の方針、計画の修正、他の計画との関係、計画の周知
		第3節	市防災会議	市防災会議の職務、市防災会議の組織
		第4節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者、市民及び事業所等
		第5節	流山市（千葉県）の自然と災害	地勢、地質、気象、社会環境、過去の災害
		第6節	想定地震と被害想定	想定地震、被害の特徴
		第7節	減災目標の設定	減災目標の設定
第2章	災害予防計画	第1節	訓練及び防災知識の普及計画	防災広報の充実、職員の防災意識の高揚、自主防災組織の整備、事業所等の防災組織の整備、ボランティアの活動環境の整備、役割分担、防災訓練の充実
		第2節	地盤災害予防計画	土砂災害の防止、液状化防止対策、造成地の災害予防対策、地盤沈下の防止、土地利用の適正化
		第3節	都市防災計画	地震火災の防止、建築物不燃化の促進、防災空間の整備拡大、市街地の整備建築物等の耐震対策、ライフライン等の耐震対策、道路及び交通施設の安全化、河川の整備、高圧ガス施設及び危険物施設の安全化
		第4節	防災施設・体制等の整備計画	情報収集・伝達体制の整備、災害通信施設の整備、県の災害通信施設の整備、警察における災害通信網の整備、東日本電信電話株式会社東葛営業支店における災害通信施設等の整備、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備、KDDI(株)における災害通信施設等の整備、非常通信体制の整備、アマチュア無線の活用、その他通信網の整備
		第1款	通信基盤の整備	防災拠点等の整備、防災用備蓄の推進、水防用資機材の点検・整備、河川への消火用水確保施設の整備、避難施設の整備
		第2款	防災施設の整備	市町村間の相互応援、国・県の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん、公共的団体との協力体制の確立、他市町村の災害時における応援活動のための体制整備
		第3款	応援協力体制の整備	救急・救助体制の整備、初期医療体制の整備、後方医療体制の整備
		第5節	災害医療体制の整備	災害時要援護者に配慮した社会環境の整備、在宅災害時要援護者に対する対応、災害時要援護者関連施設等における防災対策、外国人に対する対策
		第6節	災害時要援護者の安全確保対策	ごみ処理体制の整備、し尿処理体制の整備
		第7節	ごみ及びし尿処理体制の整備計画	陸上輸送の環境整備、航空輸送の環境整備
第3章	災害応急対策計画	第1節	災害応急活動体制	活動体制、指定行政機関等の活動体制、市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携、災害救助法の適用手続等
		第2節	情報の収集・伝達計画	地震情報の収集・伝達、通信計画、被害情報等収集報告取扱、災害広報計画
		第3節	消防・救助救急・水防・危険物対策の計画	消防活動、救急・救助、水防活動、危険物等の応急対策
		第4節	警備・交通計画	災害警備計画、交通対策計画
		第5節	避難計画	避難方法、実施機関、避難準備情報及び避難勧告・指示等、警戒区域の設定、避難誘導の方法、避難所・避難場所の安全確保、避難所の開設、避難所の運営
		第6節	医療救護・防疫等活動計画	医療救護活動、防疫活動、保健活動、行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画、動物対策
		第7節	救援計画	緊急給水、食糧の配布、生活必需品等の配布、緊急輸送、労働力の確保、災害救助法に基づく従事者の雇用
		第8節	広域応援・自衛隊派遣要請計画	市町村相互の応援、県及び国に対する応援要請、消防機関相互の応援、水道事業者等の相互応援、資料の提供及び交換、応援受入体制の確保と経費の負担、民間団体等との協定等の総括
		第1款	広域応援要請計画	災害派遣要請、災害派遣要請の範囲、災害派遣要請の手続き、自主出動、自衛隊との連絡、災害派遣部隊の受入体制、災害派遣部隊の撤収要請、経費負担区分
		第2款	自衛隊派遣要請計画	ライフライン施設等の応急対策、道路・橋梁、交通施設、その他公共施設
		第9節	生活関連施設等の応急復旧計画	児童・生徒の安全確保、応急教育の実施、教材・学用品の調達及び配給方法、給食措置、文化財の保護
		第10節	応急教育計画	障害物の除去、廃棄物処理、し尿処理
		第11節	障害物の除去・清掃計画	応急仮設住宅の建設、公的住宅等の提供、建物の応急対策、建設資材の確保
		第12節	公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	公的団体活用計画、ボランティアの活動分野、ボランティアとして協力を求める個人・団体、ボランティア参加の呼びかけ、災害時におけるボランティアの登録・派遣、ボランティアの受入窓口、連携体制及び受入体制の確保
		第13節	ボランティア協力計画	災害時要援護者関連施設入所者等の安全確保対策、在宅災害時要援護者の安全対策、外国人の安全確保
第14節	災害時要援護者等の安全確保対策	被災者の生活確保、住宅の建設等、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、中小企業への融資、農林漁業者への融資、義援金品の配布、被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金の支給		
第15節	帰宅困難者対策	帰宅困難者、想定される事態、帰宅困難者対策の実施、防災関係機関等の役割		
第4章	災害復旧計画	第1節	民生安定のための緊急措置計画	被災者の生活確保、住宅の建設等、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、中小企業への融資、農林漁業者への融資、義援金品の配布、被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金の支給
		第2節	生活関連施設等の復旧計画	災害復旧・復興の基本方向の決定、災害復旧計画の作成、災害復旧事業に伴う財政援助、災害復旧事業の実施
		第3節	激甚災害の指定に関する計画	激甚災害に関する調査、特別財政援助額の交付手続き等

流山市地域防災計画（震災編附編）素案の体系

第1章	総則	第1節	計画策定の趣旨	計画策定の趣旨
		第2節	基本方針	計画の内容、計画の範囲、前提条件、計画の実施、計画の位置づけ
		第3節	今後の課題	今後の課題
第2章	防災機関の業務	第1節	市の実施する業務	市の実施する業務
		第2節	防災関係機関の実施する業務	防災関係機関の実施する業務
第3章	事前の措置	第1節	東海地震に備えて促進すべき事項	情報伝達手段の整備、自主防災組織の育成、建築物の耐震対策、道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策、被害想定調査の検討、食糧確保の計画化、学校、病院、災害時要援護者関連施設等の耐震性の強化
		第2節	事業所に対する指導及び要請	一般の事業所に対する指導、防災上重要な事業所に対する指導、食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請、金融機関に対する要請
		第3節	広報及び教育	広報、教育
		第4節	地震防災訓練	総合防災訓練、防災関係機関の訓練、住民・事業所等が実施する訓練
第4章	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	第1節	東海地震注意情報の伝達	伝達系統及び伝達手段、伝達体制、伝達事項
		第2節	活動体制の準備	活動体制の準備
		第3節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報
		第4節	混乱防止の措置	混乱防止の措置
第5章	警戒宣言発令に伴う対応措置	第1節	活動体制	市災害対策本部の設置、各部の対応、各防災機関の活動体制
		第2節	警戒宣言の伝達及び広報	警戒宣言の伝達、警戒宣言時の広報、警戒解除宣言の伝達
		第3節	警備対策	基本的な活動、東海地震に係る周辺地域としての特別な活動
		第4節	水防・消防対策	水防・消防対策
		第5節	公共輸送対策	東日本旅客鉄道(株)の措置、東武鉄道(株)・総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)の措置、バス・タクシー等対策
		第6節	交通対策	警察の対策、道路管理者の対策
		第7節	上下水道、電気、ガス、通信等対策	上水道対策、下水道対策、電気対策、ガス対策、通信対策
		第8節	学校・病院・災害時要援護者関連施設等対策	学校対策、病院対策、災害時要援護者関連施設等対策
		第9節	避難対策	避難対策
		第10節	救護救援対策・防疫対策・保健活動対策	救護救援対策、防疫対策、保健活動対策
		第11節	その他の対策	食糧、医薬品の確保、緊急輸送の実施準備、市が管理運営する施設対策、市税、使用料等の申告、納付等に関する措置、その他(危険な動物の逃走防止)
第6章	市民等とのとりかえ措置と対応	第1節	市民のとりかえ措置と対応	市民のとりかえ措置と対応
		第2節	自主防災組織のとりかえ措置	自主防災組織のとりかえ措置
		第3節	事業所のとりかえ措置	事業所のとりかえ措置